

平成28年 多賀城市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成28年1月25日(月)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 1名
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後1時30分
- 9 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
臨時代理事務報告第1号 平成27年度多賀城市教育功績者等表彰(追加)について
議案第1号 平成28年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について
議案第2号 多賀城市立図書館運営審議会条例に対する意見について
議案第3号 多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は不作為について審査庁を市長に一元化することに対する意見について
日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回定例会を開会します。

日程第1 前回会議録の承認について

委員長

はじめに、第12回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。第12回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、第12回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、菊池すみ子委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について

事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長

諸般の報告をいたします。平成27年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、1月4日、定期昇給者に係る辞令交付を行いました。教育委員会の職員は56名中49名が定期昇給しております。

学校教育課関係、市立小中学校は、昨年12月23日から16日間の冬休みを終え、1月8日の始業式から3学期に入っております。

冬休み中の12月24日、25日、28日の3日間には、今年度で4回目となった「多賀城スコーレ（ウィンタースクール）」を、高崎中学校及び東北学院大学多賀城キャンパスで開催し、小学生のべ138人、中学生のべ74人の参加がありました。

小・中学校のインフルエンザについては、現時点で学年閉鎖や学級閉鎖の報告はありませんが、各学校から少人数ながら罹患者発生の報告が入っておりますので、引き続きうがいや手洗いの励行指導の徹底等、感染の未然防止に努めて参ります。

生涯学習課関係、12月23日、「こどもまつり」を文化センターで開催しました。当日は、昔遊びや御当地ヒーローとのふれあいを楽しむコーナー、おもちゃを交換するかえっこバザール、東北大学の川島隆太教授による子育て講演会などに1,810名の来場者がありました。

同日、「クリスマスコンサート」を山王地区公民館において開催し、山王小学校ほなみ合唱団、第二中学校吹奏楽部、多賀城吹奏楽団の合唱、演奏のほか、第二中学校美術部のクリスマスにちなんだ作品展示を行い、約150名の来場者がありました。

12月25日、「本年度第5回目の子ども映画会」を市民会館で開催し、「3丁目物語～冬～」などを41名が鑑賞しました。

12月25日と1月6日、「子ども広場」を大代地区公民館で実施し、体育室、視聴覚室を使った遊びと学習を行い、31名の参加がありました。

1月9日、恒例の「10,000人寒げいこ」が総合体育館で行われ、17団体の273名が参加しました。

1月10日、「平成28年成人式」を文化センターで開催しました。対象者は、平成7年4月2日から平成8年4月1日に生まれた690名（男：393名・女：297名）で、市外居住の新成人を含む465名が出席しました。式典は準備段階から市内中学校の卒業生9名で組織する実行委員会が企画運営し、中学校時代の思い出の映像や恩師のスピーチ、新成人代表の意見発表が行われました。

1月13日、「多賀城市青少年健全育成市民会議理事会」を開催し、平成27年度青少年善行表彰者の選考や少年の主張全国大会の報告などを行いました。

1月20日、「図書館協議会」、「社会教育委員会議」を開催し、多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について報告しました。

1月23日、「スポーツと食育に関する講演会」を中央公民館で開催しました。宮城県出身の元オリンピック陸上選手高橋千恵美さんを講師に、スポーツを楽しく続けていくための食事や栄養について約90名が学びました。

文化財課関係、1月14日、「第6回多賀城跡連絡協議会」を市役所で開催し、

文化財課長等が出席しました。2月8日に予定している「第7回多賀城南門等復元整備検討委員会議」等について協議が行われました。

1月18日、「第3回名勝おくのほそ道の風景地『壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山』保存活用計画策定委員会議」を市役所で開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席いたしました。3月の保存活用計画策定に向け、全項目について確認・協議が行われました。

1月20日と21日の両日、城南小学校6年生による「歴史的食文化体験学習」の締めくくりとして、蕎麦の調理実習を行いました。6年生全員が、クラスごとに石臼で蕎麦の実を挽く体験を行った後、蕎麦団子汁を作り、味わいました。平成28年1月25日提出、教育長、以上でございます。

委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第1号 平成27年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について

委員長

次に、臨時代理事務報告第1号平成27年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第1号平成27年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について、担当課長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

臨時代理事務報告第1号平成27年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について、平成28年1月15日に臨時代理により別紙のとおり決定したので報告するものです。

別紙は、議案の4ページから7ページまで、A3版横長の表になります。教育功績者等の表彰の関係につきましては、12月の定例会で議案を提案し、承認いただきました。12月には、個人22名と、団体が4団体、決定いただい

について、ご説明いたします。

資料の9ページから12ページまで、議案の本文が記載されておりますが、説明は、別冊の資料でご説明申し上げます。別冊の議案第1号資料をご覧ください。

基本方針そして、重点目標でございますので、年度ごとに大きく変わるものではございませんが、平成27年度との変更箇所については色つきで示しております。朱書きが平成28年度の内容になります。主な変更内容、平成28年度の特徴的な点を中心として、内容を順にご説明申し上げます。

はじめに教育基本方針ですが、基本方針は、内容を変更はしておりません。

これは、平成23年度に、平成23年度を初年度とする第5次多賀城市総合計画が策定され、多賀城市の将来都市像、教育関係の政策タイトルが決定したことから、それらとの統一性を持たせるために、その時に一部変更しておりますが、これは、基本方針でございますので、引き続いて、同じ内容となっております。

次に、この教育基本方針を受けまして教育重点目標を定めております。

この重点目標につきましては、「1学校教育の充実」から「5文化財の保存と活用」まで、それぞれの分野における内容を定めております。

全体の構成の内容の変わった部分を、私からはじめに説明いたします。その後引き続き各課長から詳細の内容を説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

大きな項目ですが、1ページから2ページの「1学校教育の充実」につきましては、例えば、1ページの(1)の教職員の授業力の向上のところ、()括弧の部分を削っていますが、これは2ページまで同じです。これは、この学校教育のところだけ、「重点目標」があり、()括弧の中に「手段」の部分が記載されておりましたので、2から5の他との整合性を考慮し、()括弧を削除し、目標の部分だけを残したものです。

それから、2ページから4ページの「2学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」、「3生涯学習の推進」、「4スポーツの振興」については、総合計画の施策の項目区分に併せて、項目の区分を改めております。朱書きがかなり多くなっていますが、内容が大きく変わったということではなく、各項目の構成を改めたということになります。

それでは、各課長から順にご説明いたします。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

それでは関係資料1ページをご覧ください。学校教育の充実につきましてご説明いたします。

多賀城市教育基本方針に則り、知・徳・体のバランスの取れた人格の完成をめざし、「多賀城を知り、多賀城を語れる児童生徒」の育成と震災後の児童生徒の心のケアを加え、学校運営の支援に努めます。ここで5つの柱を立てておりますのでご覧ください。

(1)は「確かな学力」をはぐくむ教育の施策でございます。思考力・判断力・表現力を包括した「確かな学力」を育成するため教員研修の充実をはじめ、個に応じた指導のための学習支援員などの配置、家庭学習の手引きの活用による家庭学習の啓発支援にあたってまいります。

(2)は「豊かな心」をはぐくむ心の教育の施策でございます。自己肯定感や自尊心を高めるため、「語りかけて励まし、認めて育てる」を合言葉に、児童生徒の豊かな心を醸成するためのネットワーク構築に重点的にあたってまいります。

2ページ、一番上の項目○をご覧ください。この項目は新たに加えたものでございます。多賀城市いじめ防止基本方針が策定されたことを受けまして、いじめの未然防止を意図した項目でございます。

(3)は「健やかな体」を育てる健康教育推進の施策でございます。ここでは特に、震災後の児童生徒の心のケアを中心として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用と福祉部門との連携も視野に入れた取組を展開してまいります。

(4)は、ひとつ付け加えました。「地域に」開かれた、特色ある多賀城らしい教育推進の施策でございます。ここでは、副読本を活用したふるさと多賀城への意識高揚を図るとともに、地域に立脚した教育立地環境を生かした理科教育を推進してまいります。

(5)は、安全でうるおいのある学校教育環境づくり推進の施策でございます。各学校の段階的な改修工事や校務用パソコン導入が計画され、学校教育環境についてなお一層の整備を図ってまいります。

また、多賀城市の防災副読本が出来上がり各学校に配布され、今後の防災教育における活用が期待されます。

さらに、新図書館の完成に伴い、各学校図書館の活用を充実させて読書活動推進につなげていきたいと考えております。

次に、学校教育の充実全体を通しました変更点については、先ほど副教育長が説明したとおりでございます。

また、関係資料1ページ、三段落目の接続語を「なお」に変更しております。

その他「支援」という文言がそぐわないことから「推進」に、2 ページ二つ目の○の語尾を「充実」にしました。(4) 巻頭の文言は「地域に(開かれた)」を新たに付け加えました。

学校教育の充実につきましては、以上でございます。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

続いて、生涯学習課関係でございます。2の「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」から4の「スポーツの振興」までを説明させていただきます。

はじめに、2の「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」についてですが、形式上の変更点は、平成27年度では3の「生涯学習の振興」内の小項目であったものを、第五次多賀城市総合計画における後期基本計画の施策・基本事業の体系にあわせ、一段大きな項目として独立させております。(1)から(4)までに掲げた項目は、後期基本計画の基本事業に当たるもので、これらの取組の方向性あるいは具体的手段は○印を付して列記しておりますとおり、平成27年度の内容よりも詳細なものとなっております。

内容上の大きな変更点としては、平成27年度において、この施策分野の柱となる重要事業のうち、「学校支援地域本部事業」が全ての中学校区で実施され、「放課後子ども教室」が全ての小学校で開設されたことから、平成28年度では施策分野全体の説明の中にそれぞれの取組の充実・発展を目標とすることを明記することとしました。また、(3)の家庭教育力の向上は、平成27年度以前から取り組んでいたものですが、平成28年度から明記することとしたものです。

続いて、3の「生涯学習の推進」についてですが、形式上の変更点は平成27年度の3の「生涯学習の振興」と5の「芸術文化の振興」を統合し、再編したものとなります。

内容上の変更点は、市民が集い、繋がり、成長するとともに賑わいを創出する場として整備を進めている文化交流拠点に関する記述を、施策分野全体の説明と(5)に追加している点が大きなものとなります。平成27年度では、文化交流拠点に関しては触れていませんでしたが、知の拠点となる市立図書館が平成28年3月に指定管理施設として運営を開始することや、芸術文化の拠点となる文化センターの第2期指定管理期間の開始による取組の深化を目指すことなど、文化交流拠点の創生が本格的にスタートする年度とも言えることから、これを明記することとしたものです。

また、(5)の「文化交流拠点中核施設の運営」は、市立図書館に関する項

目となりますので、(4)の「生涯学習施設の運営」からは市立図書館が除かれることとなります。

なお、その他の項目については、施策分野の統合・再編に際して、平成27年度に完了となる取組の削除や表現の変更などを行っていますが、基本的には平成27年度の内容を引き継ぐこととしております。

最後に、4の「スポーツの振興」についてですが、形式上の変更点は、平成27年度において(3)の「スポーツ団体の支援」として項目出ししていたものを(2)の「社会体育施設等の施設環境の充実」に統合しております。これは後期基本計画と施策・基本事業の体系を同一のものにするため、項目立てを変更するものです。

なお、(2)の項目名につきましては、後期基本計画の基本事業名と同一のものに変更したものです。

内容上の変更点につきましては、(1)は平成27年度からの変更は行っておりませんし、(2)も先に申しあげましたように特に変更はございません。以上でございます。

委員長

文化財課長。

文化財課長

文化財課関係ですが、5ページになります。5の文化財の保存と活用ですが、平成27年度と平成28年度の大きな変更はございません。施策についてご説明いたします。

(3)の「名勝おくのほそ道の風景地」の景観保全、(7)の「文化財関連施設の整備」ですが、本年度事業が完了することから削除するものでございます。新しい(3)の「文化財保護意識の普及啓発」ですが、平成28年度は特別史跡指定50周年ということで、それを記念した展示会等を開催する予定です。新しい(4)の「文化財調査の実施と保存活用の推進」ですが、「名勝おくのほそ道の風景地」の景観保全の計画策定が終わりますので、その保存活用を付け加えております。

以上で文化財関係の説明を終わります。

副教育長

最後になりますが、もう一つ、議案の資料として、6ページから「平成27年度の教育基本方針、教育重点目標の主な実績」を記載しておりますが、これらと連動するような形で平成28年度の重点目標を設定しております。

6ページから20ページまでの、こちらのひとつひとつの事業ごとの説明については、割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

す。以上で、議案第1号の説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

12ページの文化財の保存と活用ですが、具体的なことは決まっていないのかもしれませんが、国土交通省のほうで東北に観光客を誘致しようという時に、桜と雪の回廊というものがあるそうです。

文化財と切り離して意見として聞いていただきたいのですが、多賀城には文化財の景勝地がいろいろあるので、国土交通省の観光関係とのタイアップもこれからあるのかなと思ってお伺いしてみました。

文化財課長

国土交通省、それから観光関係については、多賀城市では文化財とともに推進していかなければならないものが多々あります。その一つとして先ほどの資料の20ページに歴史的風致維持向上計画関連事業の推進があります。

例として多賀城市内に板倉や土蔵がかなりありますので、それらを調査し、保存し、観光資源としてまちづくり等も含めて活用していこうというものです。これは都市計画課で行う国土交通省関係の事業です。文化財課のほうには委託事業としてきております。

また、観光事業では正確な名称は忘れましたが、「なんとかトレイル」という事業がありまして、海岸沿いを歩くものですが、多賀城市では貞山運河の活用を行っております。

他には、平成28年度に日本遺産ということで、県の方を中心に行っていますが、これも観光行政とあいまって、多賀城市の歴史だけではなく仙台市や近隣の市町村も含めて、日本遺産に登録し観光行政を進めていこうという動きもあります。以上でございます。

委員長

他に質疑ありませんか。それでは、私からですが、先ほどの説明の中で、「学校教育の充実」のところでは、他との整合性の関係で、今までは（ ）括弧書きとして具体的な中身に触れていたものを、重点目標の目標で止めておいて、（ ）括弧の中の具体的な手段は、記載についてははずしたということでした。

それは、記載ははずしていますが、中身としては平成27年度以上に進めていくという前提だということによろしいですね。

学校教育課長

おっしゃるとおりです。具体的な手立てということで、省きましたがやらないということではございません。継続発展させて、施策を実現していくことに

変わりはありません。

委員長

他に、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第1号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第1号について原案のとおり決定します。

議案第2号 多賀城市立図書館運営審議会条例に対する意見について

委員長

次に、議案第2号多賀城市図書館運営審議会条例に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第2号多賀城市図書館運営審議会条例に対する意見について、担当課長から説明させます。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第2号多賀城市図書館運営審議会条例に対する意見について、ご説明いたします。

はじめに、今回意見を求められている条例制定の趣旨について説明させていただきますので、18ページをご覧ください。

1の多賀城市立図書館運営審議会条例制定の趣旨ですが、教育委員会の諮問機関として、「多賀城市立図書館運営審議会」を新たに設置するというものです。

現在、市立図書館には、図書館法第14条第1項の規定に基づいて、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることを所掌事務としている図書館協議会が設置されております。

市立図書館が多賀城駅前の再開発ビルA棟に移転・開館する際には、教育委員会の直営ではなく、指定管理者による管理運営に切り替わることとなりますが、移転・開館後の市立図書館長は教育委員会の職員ではなく、指定管

理者が任命する館長になります。

図書館協議会は館長の諮問機関であるため、市立図書館の移転・開館後は指定管理者の任命した館長の諮問機関としての位置付けとなり、諮問機関としては教育委員会との直接的な関わりがなくなることとなります。

市立図書館の移転・開館後は、指定管理者を通しての運営となりますが、教育委員会が主体性と責任を持って、文化交流拠点の核となる「知の拠点」としての市立図書館を円滑に運営していくためには、教育委員会の諮問機関として、多様な知見等を持つ第三者機関の活用が欠かせないものと考えられます。

以上のことから、市立図書館の指定管理者による運営を機に、教育委員会の諮問機関として、新たに図書館運営審議会を設置するというものです。

なお、現在設置されている図書館協議会につきましては、2の「多賀城市立図書館運営審議会条例制定に伴う多賀城市立図書館条例の一部改正」に記載のとおり、図書館協議会の機能は図書館運営審議会に包含されることとなりますので、廃止することとするものです。

次に、条例案の内容について説明させていただきますが、3の「多賀城市立図書館運営審議会条例に定める内容」に記載しておりますが、只今申し上げましたように、図書館運営審議会は図書館協議会に代えて設置するものであることから、(1)から次のページの(6)までは、図書館協議会との相違点を明らかにしながら説明させていただきます。

資料20ページをご覧ください。図書館運営審議会と図書館協議会を比較した表です。以下、それぞれの呼称を審議会と協議会に略させていただきます。

設置根拠及び位置付けについては、関連しますので一括で説明します。協議会は館長の諮問機関で図書館法第14条第1項の規定に基づく設置ですが、審議会は教育委員会の諮問機関として地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく独自の設置となります。これは、先に説明しましたとおり、指定管理移行後も引き続き教育委員会の直接的な諮問機関としての位置付けを維持し、教育委員会の図書館運営に対する主体性と責任を確保するためのものです。

次に、所掌事務については、協議会では館長の諮問機関であったものを審議会では教育委員会の諮問機関に変更することとしておりますが、①に記載のとおり、審議会の所掌事務は協議会のものをベースとしつつ、より詳細なものとしております。また、②に記載のとおり、協議会では図書館奉仕に関する意見にとどまっていたものを、審議会では図書館の運営に関する事項に

まで拡大することとします。これは、市立図書館が「知の拠点」として文化交流拠点の中心的役割を担うこととなることから、より広範に有益な意見を得られるようにするためのものです。

ひとつ飛ばして、委員の要件については、審議会の委員の要件も、①学校教育及び社会教育の関係者、②家庭教育の向上に資する活動を行う者、③学識経験のある者、といったように協議会をベースとしていますが、④教育委員会が必要と認める者を追加することとしています。これは、市立図書館が文化交流拠点の中心的施設であるとともに、商業施設とのコラボレーションによる相乗効果を期待されていることから、まちづくりや事業企画、企業経営などに関する知見を有する委員を取り込むことも可能とするためのものです。

先ほど、飛ばしましたが、委員の人数と次の委員の任期は、審議会と協議会での相違点はありません。

次に、組織・会議の運営に関しては、協議会については教育委員会規則で定めていた事項を、審議会では条例で規定することにより、教育委員会からの独立性を強めることとしています。具体的に申し上げますと、19ページの(4)に記載の会長及び副会長の選出方法と役割、(5)の会議の持ち方については、協議会では教育委員会規則で定めていたものですが、審議会では条例で定めることとしております。

恐れ入りますが、20ページの比較表の最後の欄をご覧ください。審議会の運営につきましては、協議会では教育委員会規則に定めのない事項については教育長が定めることとされていましたが、審議会では会長が審議会に図って定めることとして、その自主性、自立性を高めることとしています。

次に資料の19ページの(7)をご覧ください。条例の施行期日、すなわち審議会の設置時期についてですが、多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例(平成26年多賀城市条例第18号)の施行の日としていますが、これは、市立図書館が指定管理者による管理に移行する予定日、すなわち新市立図書館の開館予定日である平成28年3月21日を予定しております。

次の(8)は、現在の協議会の委員の方の身分に関する事項ですが、指定管理者による管理に移行する日から協議会の委員としての任期が満了する平成28年5月31日までの間は、協議会の委員から切り替わって、引き続き審議会の委員になっていただくこととしております。

最後の(9)は、協議会の廃止に関する事項で、先に説明したとおりです。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第2号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第2号について原案のとおり決定します。

議案第3号 多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は不作為について審査庁を市長に一元化することに対する意見について

委員長

次に、議案第3号多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は不作為について審査庁を市長に一元化することに対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第3号多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は不作為について審査庁を市長に一元化することに対する意見について、担当課長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

それでは、議案第3号多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は不作為について審査庁を市長に一元化することに対する意見について、ご説明いたします。

議案書の22頁をお開きください。本案件につきましては、2月9日に開会予定の平成28年第1回市議会定例会に「多賀城市行政不服等審査会条例」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を提案するに当たりまして、教育委員会の権限に関する部分の改定も含まれていることから、市長から意見を求められたことについて、異議ない旨を回答したいというものです。

意見を求められている内容ですが、次の23頁にありますとおり、「多賀城市情報公開条例」及び「多賀城市個人情報保護条例」に係る平成28年4月1日以降に教育委員会が行った処分、又は同日以降に本委員会になされた申請に

係る不作為に対する審査請求について、平成28年4月1日以降は、審査庁を市長に一元化することに対し、市長から意見を求められ、次にご説明する点から、異議のない旨を回答するというものであります。

それでは、24頁の議案関係資料で内容をご説明いたします。

1 行政不服審査法の全部改正の概要にもありますが、50年以上実質的な改正が行われてこなかった、時代に即した見直しを実施するため、関連する法制度の整備・拡充等を踏まえ、平成26年に全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。

改正法の主な改正点は、5つございまして、1点目は、「公正性の向上」を図るために、従来制度では、原処分に関与した職員が審理手続きに従事することもあり得たため、より公平で客観的な判断を行うため、処分に関与していない者が「審理員」となって審理することとされたということで、これは、市長又は議会が審査庁である場合に限るというものです。

2点目は、第三者視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決（決定）の公正性を向上させるため、行政不服審査会（第三者機関）へ諮問する制度が義務付けられたということで、これも、市長が審査庁である場合に限るというものです。

3点目は、改正法の施行前には、閲覧のみが認められていた審査請求人等から、審査庁（審理員）に対しての各種記録・資料の謄写請求が可能となったということです。

4点目ですが、次の25頁をお開きください。中段から下ですが、「②使いやすさの向上」・「③国民の救済手段の充実・拡大」を図るため、不服申立人にとって、不服申立てに関する制度をより分かりやすく簡易なものにするため、不服申立てを行う際、異議申立てと審査請求に分かれていた従来制度から異議申立てを廃止し、審査請求に一元化することとされたものです。

5点目は、不服申立人の手続きの保障水準を向上させるため、審査請求ができる期間を、従来の「処分のあった日から60日以内」から「処分のあった日から3か月以内」に延長するものです。

この改正法の施行に伴いまして、本市では、新たに設置が必要となる第三者機関について規定するため、26頁にありますように「多賀城市行政不服等審査会条例」を制定し、併せて同条例に既存の「多賀城市情報公開・個人情報保護審査会条例」を統合することとしております。

28頁をご覧ください。こちらに実施機関ごとの適用関係について、市長に一元化した場合と、しない場合について、表にまとめておりますが、具体的には、情報公開条例に基づく公文書の開示請求を受けた場合、規定により部分非

開示とした処分に対して、現行においては、市長と同様に「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問して、答申を受けていますが、平成28年4月1日以降、情報公開条例等に基づく処分等に関し、教育委員会へ審査請求された場合、審理員制度につきましては、改正法の規定により、教育委員会は適用されないこととなります。

また、審査会につきましては、改正法の規定により、不服審査会への諮問を義務付けているのは、市長が審査庁である場合のみであるため、教育委員会は第三者機関への諮問をしなくても良いこととなります。

これは、教育委員会においては、政治的中立性又は専門的技術性を確保するため、合議制の機関として公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されていると考えられるからです。

しかし、多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に基づく処分又は不作為に係る審査請求について、同一条例でありながら、市長が審査庁になった場合にのみ審理員による審査手続きが行われ、審査会への諮問がなされることとなり、教育委員会が審査庁となる場合とで審査過程が異なることとなります。

バランスを欠くということで、この不均衡を是正するため、情報公開条例等に基づく処分に係る全ての審査請求の審査庁を市長に一元化することで、多賀城市としては、同一条例に係る審査請求について統一的な取扱いが可能となり、審査請求人にとって公平性・公正性の確保が図れることとなります。

そのため、市長から意見を求められておりますが、異議ない旨、回答したいというものです。28ページの表でご説明しますと、市長に一元化しない場合は、教育委員会は教育委員会で審査をするということになります。市長に一元化することによって、審理員、審査会による審査が行われるということで、すべての実施機関で同じような運用が行われるようになるということで、異議ない旨回答したいというものです。

なお、教育委員会の権限に属する事務のうち、情報公開等のただいま申し上げた事務以外の各種法律に基づく、児童生徒の就学援助や幼稚園就園奨励費の認定など、情報公開条例等に基づく処分以外のその他の事務につきましては、現行どおり教育委員会が調査庁として審理し、裁決（決定）することとなります。以上で、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第3号について御異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第3号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたら
お願いします。

(「なし」の声あり)

ないようですので、本日の議案等の審議はすべて終了します。これをもっ
て、多賀城市教育委員会第1回定例会を終了いたします。

午後2時27分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成28年2月26日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印